

幼保連携型認定こども園ふるえこども園 運営規程（園則）

（事業所の名称及び所在地）

第1条 社会福祉法人古江福祉会が設置するこの認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 幼保連携型認定こども園 ふるえこども園
- (2) 所在地 鹿児島県鹿屋市古江町820番地

（施設の目的及び運営方針）

第2条 社会福祉法人古江福祉会が設置する幼保連携型認定こども園ふるえこども園（以下「当園」という。）は、認定こども園として就学前の子どもに教育・保育を提供し、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、当園を利用する子どもの健やかな成長が図れるよう適正な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者や地域の子育て世帯に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- 2 当園は、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営する。
- 3 園理念は以下とする。
「子ども一人一人を大切にし、保護者から信頼され、地域の活性となる園を目指す。」
- 4 園方針は以下とする。
「子ども一人一人が行き届いた環境の中で、心身ともに健やかに成長できるように努める。」
- 5 園目標は以下とする。
「あかるく たのしく すこやかに」
- 6 特定教育・保育目標は以下とする。
「日常生活に必要な基本的な生活習慣や態度を身につける。」
「体力と運動機能の向上を目指す。」
「豊かな感性、創造力、道徳心を身につける。」
「相手を尊重し、思いやりのある心を持つ。」

（入園資格）

第3条 当園に入園できる子どもは、以下のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1号の満3歳以上の小学校就学前の子ども（以下「1号認定子ども」という。）
- (2) 子ども・子育て支援法第19条第2号の満3歳以上の小学校就学前の保育を必要とする子ども（以下「2号認定子ども」という。）
- (3) 子ども・子育て支援法第19条第3号の満3歳未満の保育を必要とする子ども（以下「3号認定子ども」という。）

（認可定員及び学級の編制）

第4条 当園の認可定員は、55名とし、当園に入園する小学校就学前の子ども（以下「園児」という。）のうち満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため学級を編成するものとする。

- 2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の始めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第5条 当園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 1号認定子ども | 15人 |
| (2) 2号認定子ども | 31人 |
| (3) 3号認定子どもの満1歳以上の子ども | 6人 |
| (4) 3号認定子どもの満1歳未満の子ども | 3人 |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、職員の配置については、職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は園児の受入状況等により変動することがある。

- (1) 園長 1名(常勤専従)
園長は、特定教育・保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに一体的な管理運営を行う。
 - (2) 副園長 1名(常勤専従)
副園長は、園長を補佐し、園務を行う。園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。
 - (3) 主幹保育教諭 2名(常勤専従)
主幹保育教諭は、園長を補佐し、園務の一部を整理するとともに、特定教育・保育の内容について他の保育教諭を総括する。また、保護者からの教育・育児相談や地域の子育て支援等を行う。
 - (4) 保育教諭 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条第3項に基づく数(ただし、3歳児設置改善加算で算定する場合はその数)に2名以上加算した数
保育教諭は、教育課程や保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に行うとともに計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
 - (5) 栄養士 1名以上(常勤専従)
栄養士は、園児の発達段階に応じた離乳食及び幼児食に係る献立を作成するとともに、給食業務を総括し、当園全般の食育を行う。
 - (6) 調理員 1名以上(非常勤)
調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、調理業務を行う。
 - (7) 嘱託医 1名
嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、新たに当園を利用する子どもの健康診断及び職員や保護者への指導助言を行う。
 - (8) 嘱託歯科医 1名
嘱託歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科診断及び職員や保護者への指導助言を行う。
 - (9) 嘱託薬剤師 1名
嘱託薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言を行うとともに、職員及び保護者への指導助言を行う。
- 2 第1項の職員のほかにその必要な職員を置くことがある。

(提供する特定教育・保育等の内容)

第7条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる特定教育・保育、その他の便宜を提供する。

- (1) 特定教育・保育
第11条に規定する時間において特定教育・保育を提供する。
- (2) 食事の提供
園児に完全給食を提供する。

- (3) 通園バスの運行
当園が認める希望者に限り通園バスによる送迎を行う。
- (4) 子育て支援事業
- (5) 延長保育事業
- (6) 預かり保育事業
1号認定子どもの教育標準時間外の預かり保育を行う。
- (7) 一時預かり事業
園児以外の子どもの一時的な預かり保育を行う。
事業内容等については、別途に定める実施要綱による。
- (8) その他園児の生活全体が豊かになるための便宜の提供

(教育課程及び保育課程)

第8条 当園の教育課程及び保育課程は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」として別に定める。

(学年及び学期)

第9条 当園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 1年を次の3学期に分ける。
 - (1) 第1学期 4月1日から 7月31日まで
 - (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
 - (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

(特定教育・保育の提供を行う日及び行わない日)

第10条 当園の特定教育・保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、原則として月曜日から金曜日までとする。

- 2 当園の休園日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 年末年始（12月29日から1月3日）
 - (4) 年度末2日間
- 3 1号認定子どもへの特定教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。
 - (1) 土曜日
 - (2) 夏季休業 8月 1日から 8月31日まで
 - (3) 冬季休業 12月25日から 1月 7日まで
 - (4) 学年末休業 3月21日から 3月31日まで
- 4 特定教育・保育上必要があるとき又はやむを得ない事情があるときは、第2項の規定にかかわらず休園日に特定教育・保育を行うことがある。
- 5 第1項の規定にかかわらず、災害、感染症、その他これに類するやむを得ない事情があるときは、必要最小限度の期間を休園とすることがある。

(特定教育・保育を提供する時間)

第11条 当園の特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間認定に係る特定教育・保育時間 8時45分から12時45分まで
ただし、当園が定める教育標準時間認定に係る特定教育・保育時間外において、やむを得ない事情により保育・教育を必要とする場合は、次の時間帯で預かり保育を提供する。
 - ① 7時15分から 8時45分まで ②12時45分から18時45分まで

- (2) 保育標準時間認定に係る特定教育・保育時間 7時15分から18時15分まで
ただし、当園が定める保育標準時間認定に係る特定教育・保育時間外において、やむを得ない事情により保育・教育を必要とする場合は、次の時間帯で延長保育を提供する。

①18時15分から18時45分まで

- (3) 保育短時間認定に係る特定教育・保育時間 8時45分から16時45分まで
ただし、当園が定める保育短時間認定に係る特定教育・保育時間外において、やむを得ない事情により保育・教育を必要とする場合は、次の時間帯で延長保育を提供する。

① 7時15分から 8時45分まで ② 16時45分から18時45分まで

- 2 特定教育・保育、預かり保育、延長保育を提供する時間中に、園児の急病、事故、災害その他やむを得ない事情がある場合、園長は、保護者へ連絡の上、個別の園児若しくは全ての園児の特定教育・保育、預かり保育、延長保育を提供する時間を短縮することができる。

(保護者等に対する子育て支援の内容に関する事項)

第12条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

- 2 当園は、保護者と常に密な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、園だより、個人面談等を通じて保護者の理解と協力を得るものとする。
- 3 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、園児の快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努めるものとする。
- 4 当園は、園児や保護者に対して、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行うものとし、障害や発達上の支援を必要とする園児とその保護者に対しては、十分な配慮のもと特定教育・保育や支援を行うものとする。
- 5 当園の子育て支援事業は、次のとおりとする。
 - (1) 子育てに関する保護者及び地域の子育て世帯の相談に応じ、必要な情報の提供等の援助を行う。
 - (2) 保護者の疾病等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった場合、その乳児及び幼児の預かりを当園で行う。
 - (3) 子育て支援を希望する保護者及び地域の子育て世帯と子育て支援を実施する者との間の連絡及び調整を行う。
 - (4) 地域の子育て支援を行う者に対する必要な情報の提供及び助言を行う。

(入園及び入園手続き)

第13条 当園は、教育標準時間認定を希望する子どもの保護者からの利用申し込みを受けたときは、正当な理由がある場合を除き、これに応じる。

- 2 教育標準時間認定を希望する子どもの入園については、園長が選考の上決定する。ただし、当園が定める期間内に入園手続きが行われない場合は、入園決定を取り消すことがある。
- 3 当園への利用申し込みのあった教育標準時間認定を希望する子どもと現に当園を利用している1号認定子どもの総数が利用定員の総数を超える場合については、次の選考方法を保護者に明示した上で選考を行い、園長が決定する。
 - (1) 当園の運営方針を理解し、園児及び園児又は小学3年生までの卒園児の兄弟姉妹の子どもを優先して選考する。
 - (2) 優先すべき事由があると園長が認める場合は、前号の次に優先して選考する。
 - (3) 前各号以外は、保護者による公開抽選により選考する。

- 4 選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度必要に応じて、募集要項を定めて明示する。ただし、保育時間認定を希望する子どもについては、児童福祉法第24条に基づき、市町村が行う利用の調整に従って決定される。
- 5 当園は、保育時間認定を希望する子どもの利用について市町村が行う利用調整及び要請に対し、できる限り協力し、市町村が行う利用調整によって当園の利用が決定したときは、これに応じる。

(利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第14条 当園の利用の開始にあたり、あらかじめ重要事項を記載した書面（以下「重要事項説明書」という。）にて保護者とその内容を確認の上同意を得て、利用にかかる契約を結ぶものとする。

- 2 当園の利用の開始にあたり、継続園児以外の入園予定園児は、当園の嘱託医による健康診断を受けるものとする。
- 3 転園、退園又は休園しようとする1号認定子どもは、保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
- 4 園児が次のいずれかに該当するときは特定教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 子ども・子育て支援法第19条第1号から第3号に規定する園児の区分に該当しなくなったとき。
 - (2) 保護者から当園の利用取消しの申出があったとき。
 - (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) 園児の居住する市町村が定める利用者負担額や当園が定める特定教育・保育の提供に要する費用を滞納したとき。
 - (5) 当該園児の集団での生活が著しく困難で園設備、他園児に損害が生じると判断したとき。
 - (6) 保護者等から当園職員等に対する暴力行為、暴言等により当園職員等の職務が著しく妨げられると判断したとき。
 - (7) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(利用料その他の費用等)

第15条 当園は、保護者から園児の居住する市町村が定める利用者負担額（基本保育料）を徴収する。

- 2 当園は、保護者から特定教育・保育の提供に要する次の費用について、重要事項説明書に定める額を徴収する。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 通園バスの利用に係る費用
 - (3) 特定教育・保育の提供における便宜に要する費用
- 3 当園は、預かり保育の提供に要する費用の一部について、保護者から利用者負担（預かり保育利用料）として、重要事項説明書に定める額を徴収する。
- 4 当園は、延長保育の提供に要する費用の一部について、保護者から利用者負担（延長保育利用料）として、重要事項説明書に定める額を徴収する。
- 5 当園は、毎月その月分の基本保育料及び食事の提供に要する費用並びに前月分の預かり保育利用料を当園が指定する期日（毎月25日※金融機関休業日の場合はその翌営業日）に口座振替により徴収する。その場合、領収証は発行しないものとし、保護者より支払いの確認を要する場合、その保護者口座の取引履歴によって確認するものとする。ただし、口座振替を行った事実について、書面による証明が必要な保護者には、証明書若しくは領収証を発行する。
- 6 口座振替の手続きが金融機関等の都合で間に合わなかった場合又は途中入園園児の基本保育料及び食事の提供に要する費用の徴収方法並びに途中退園園児の基本保育料及び食事の提供に要する費用の返還方法は、保護者と話し合いの上決定する。

- 7 当園が指定する期日に徴収できなかった場合は、当園が指定する期日までに当園の指定口座へ保護者の振り込みにより徴収する。なお、振り込みに係る手数料は、保護者の負担とする。
- 8 18時45分を過ぎた場合の預かり保育利用料並びに延長保育利用料については、利用月の翌月に保護者へ利用額を請求し、当園が指定する期日までに現金により徴収する。ただし、退園する場合は、退園日までに現金により徴収するか当園が指定する期日までに当園の指定口座へ保護者の振り込みにより徴収する。なお、振り込みに係る手数料は、保護者の負担とする。
- 9 特定教育・保育の提供における便宜に要する費用が生じる場合は、その都度保護者に説明の上現金により徴収する。
- 10 園長は、利用料の未納が納期後1か月以上に及んだ園児については、登園を停止し、なお、引き続き利用料を納付しないときは、市町村長と協議の上、退園させることができる。当園は、退園後も未納分の利用料を請求することができるものとする。

(重要事項説明書)

第16条 重要事項説明書は、社会福祉法人古江福祉会理事会の議決を得るものとする。

- 2 重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、保護者と内容を確認し、同意を得る。

(記録の整備)

第17条 当園は、特定教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成、整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| (1) 特定教育・保育の実施にあたっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 提供した特定教育・保育に係る提供の記録 | 5年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) 保護者等からの苦情及び相談の内容等の記録 | 5年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に対する処置についての記録 | 5年間保存 |
| (6) 幼保連携型認定こども園指導要録 | 当該子どもが小学校を卒業するまで間保存 |

(健康管理及び衛生管理)

第18条 当園は、園児に対して、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び当園の別途に定める「保健衛生マニュアル」、「感染症マニュアル」、「給食衛生マニュアル」に基づき、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(緊急時等における対応方法)

第19条 当園は、特定教育・保育、預かり保育、延長保育の提供中に、園児に健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 特定教育・保育、預かり保育、延長保育の提供により事故が発生した場合は、園児の家族等に連絡するとともに、別途に定める「安全管理マニュアル」に従い、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する特定教育・保育、預かり保育、延長保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償責任を行う。

(非常災害対策及び対応方法)

第20条 当園は、防火管理者を定め、非常災害に関する具体的な計画を立て、防災訓練、設備改善を図り、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、それらを定期的に職員に周知する。

- 2 第1項の防災訓練の内、避難訓練及び消火訓練については毎月1回行うものとする。

- 3 非常災害が発生した場合は、別途に定める「危機管理マニュアル」に従い、必要な措置を講じる。
- 4 非常災害時における休園及び特定教育・保育、預かり保育、延長保育を提供する時間の短縮の基準は、下記のとおりとし、最終決定は園長の判断による。
 - (1) 気象庁より大雨、暴風等の特別警戒が発令された場合
 - (2) 水害、土砂災害について、鹿屋市よりE地区（古江町）を含む地域に警戒レベル4又は5が発令された場合
※警戒レベル3が発令された時点で保護者への連絡を行う場合がある。
 - (3) 台風接近により大隅地方が平均風速25m/s以上の暴風域圏内に入った場合
 - (4) 近隣の小学校等が休校となった場合
 - (5) 自然災害等により当園に重大な損害が生じ、通常の特定教育・保育が困難な場合

(安全対策と事故防止)

- 第21条 当園は、安全かつ適切に、質の高い特定教育・保育を提供するために、事故防止及び事故対応についてのマニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。
- 2 当園は、事故発生防止のための職員に対する研修等を行う。
 - 3 当園は、事故の状況及び事故に対する処置について記録するとともに、事故の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
 - 4 事故については、必要に応じて保護者に周知する。

(虐待防止)

- 第22条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため別途に定める「児童虐待マニュアル」に基づき、次の措置を講じる。
- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置

(苦情対応)

- 第23条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために別途に定める「利用者の相談・苦情解決実施要領」に基づき、保護者等の苦情に対して必要な措置を講じる。
- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
 - 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(秘密の保持)

- 第24条 当園は、業務上知り得た園児又はその家族の個人情報並びに秘密事項について、正当な理由なく第三者に開示提供、漏洩してはならない。
- 2 当園の職員は、業務上知り得た園児又はその家族の個人情報並びに秘密事項について、漏洩してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(特定教育・保育の質の評価)

- 第25条 当園は、特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、特定教育・保育の質の向上を目指す。

(小学校等との連携)

- 第26条 特定教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育との円滑な接続に資するよう、情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域の子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関との連携に努めるものとする。

(児童票の提出)

第27条 保護者は、園児の家庭状況及び健康状況等を児童票に記入し、提出しなければならない。

(特定教育・保育及び給食の内容の通知)

第28条 当園の特定教育・保育及び給食の内容について、原則前月末日までに保護者へ通知するものとする。

附則

この規程は平成30年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は平成31年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は令和元年10月 1日から施行する。

附則

この規程は令和 2年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は令和 3年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は令和 5年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は令和 6年 4月 1日から施行する。